

# 医療関連分野における個人情報の適切な 取扱いのためのガイダンスの改正について

---

令和 3 年12月22日

個人情報保護委員会事務局

- I. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの基本的な考え方**
- II. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスにおける主な改正内容**

※ 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスとは、以下の4つをいう。

①医療介護分野：医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

②医療保険分野：健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス

# I .医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの基本的な考え方

1. 平成27年改正個人情報保護法の全面施行（平成29年5月）に伴い、個人情報保護法の監督権限が、各分野の主務大臣から当委員会に一元化されたことから、**当委員会において、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインとして、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編等）が定められた。**
2. 以上の際、それまで存在した**各省庁所管のガイドラインのうち一部の分野**については、**個人情報の性質及び利用方法並びに当該分野における規律の特殊性等**を踏まえて、上記1の**当委員会のガイドラインを基礎として、引き続き、当該分野において更に必要な規律を定めること**となった。
3. 上記2のうち**医療関連分野**においては、上記1の当委員会のガイドラインを基礎に、**医療介護分野（厚生労働省）及び医療保険分野（厚生労働省）**において、個人情報保護法第6条（法制上の措置等）に基づき、**更に必要となる留意事項や分野特有の具体的事例を規定したガイダンス**が、それぞれ**当委員会と厚生労働省との共管**で取りまとめられている。
4. なお、医療関連分野のガイダンスにおいて、特に定めのない部分については、現行の当委員会のガイドライン、具体的には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン、（第三者提供時の確認・記録義務編）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）が適用される。

## Ⅱ. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンスにおける 主な改正内容（1）

### 1. 令和2年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの

- 令和2年改正法を踏まえ、仮名加工情報取扱事業者の義務、漏えい等報告義務等の改正項目について必要な記述を追加

### 2. 令和3年改正個人情報保護法を踏まえ改正するもの

#### ① 医療・学術研究分野における官民の規律統一に伴う見直し（医療介護分野のみ）

- ✓ 令和3年改正個人情報保護法別表第二に掲げる法人等（いわゆる「規律移行法人等」）についても、個人情報の適切な取扱い等に関する規律の適用対象となる旨を記載
- ✓ 開示等請求等の一部の規律については公的部門の規律が適用される旨を記載

#### ② 学術研究分野における例外規定の精緻化等に伴う見直し

- ✓ 学術研究目的で個人情報を取り扱う場合全般に関する記述を改正
  - 「個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、個人情報を学術研究の用に供する目的で取り扱う必要があるとき」等を利用目的変更制限等の例外規定として新設

等

## Ⅱ. 医療関連分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスにおける 主な改正内容（2）

### 3. その他

#### ① 「匿名化」の用語を廃止

- ✓ 仮名加工情報制度の導入等も踏まえ、「匿名化」の用語を廃止
- ✓ 従前「匿名化」の用語を使用していた箇所は、必要に応じて「匿名加工情報及び仮名加工情報に加工」等の表現に修正

#### ② 令和3年6月に公表した「公衆衛生例外規定の解釈の明確化」に関する委員会Q & A（※）を 踏まえた事例追加

等

※ 「公衆衛生例外規定の解釈の明確化」に関する委員会Q & A

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改革大綱」（令和元年12月）における「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」による「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」の更新  
（令和3年6月）